

PwC Tax Insight (No.09/2017)

VAT クレジットノートの発行が 歳入法典に抵触

Issue 12 April 2017

pwc

.....
VAT クレジットノートの発行は歳入
法典上の要件を満たして行う必要
があります。
.....

最高裁判所は、VAT事業者が顧客に対して、過去の販売価格が過大であったことを理由にVATクレジットノートを発行した2件について、歳入法典第82/10条(1)に従い、ルーリング No. 5559/2559およびNo.6447/2559を発行しました。この判決により、いずれのケースにおいても、VAT登録事業者が行ったVATクレジットノートの発行は、歳入法典第86/10条に則っていないと結論づけられました。つまり、これらのVAT事業者は法律上の権利なくVATクレジットノートを発行したものと判断されました。結果としてどちらのVAT事業者も、歳入法典第89条(6)により、VATクレジットノートに記載されたVATの2倍の罰金が課せられました。

上記のケースを参考に、VATクレジットノートの発行が法律に則って適切に発行できることを確認することが推奨されます。難しい場合は、歳入局からの無用な罰則を回避するために、VATクレジットノートではない(商取引用の)クレジットノートを使用することも考えられます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2344 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2344 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2344 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2344 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2344 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2344 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

山本 真弓(0 2344 1380/Mobile:09 8481 0385)mayumi.yamamoto@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2344 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号：(662) 788-0000)までお問い合わせ下さい。